

港北区連合町内会 3月定例会

平成31年3月22日（金）午後3時00分から
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ
区長あいさつ



議題

- 1 平成31年度「横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について
(周知依頼)【市連会報告】[資料1]

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

椽木 総務課長

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。31年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

- (1) 平成31年度横浜市市民活動保険補償内容

賠償責任保険 (限度額)		傷 害 保 険	
身体賠償	1名 1億円	死 亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入 院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通 院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手 術	手術の種類に応じた金額

- (2) 主な配布先

18区の総務課・区政推進課広報相談係・市民活動支援センター、地域ケアプラザ等

- (3) ホームページ

[横浜市 市民活動保険](#) で検索できます。

2 平成 31 年度自治会町内会現況届及び地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類の提出について（提出依頼）[資料 2]

◆ **合同メールで自治会町内会長あてに送付します。**

小野 地域振興課長

平成 31 年度自治会町内会現況届と地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請書類一式を送付しますので御提出をお願いします。

また、5月25日及び6月22日の土曜日に港北区役所において提出書類の受付・相談窓口を開設します。提出書類の不明点など、ご相談下さい。

なお、従来どおり、平日の区窓口においても、書類の受理、記入方法等について、ご説明致します。

(1) 現況届及び補助金申請について

ア 提出期限

4月26日（金）（現況届）

6月28日（金）（補助金関係書類）

イ 申請書類のダウンロード

申請書類は、下記ホームページからもダウンロードが可能です。

【港北区連合町内会ホームページ】

<http://www.kouhoku-kurenkai.net/download.html>

(2) 土曜日の区役所での書類受付・相談について

ア 日時：5月25日（土）・6月22日（土） 両日とも午前9時から12時まで

イ 会場：港北区役所4階1号会議室

※ 「町の防災組織活動費補助金」についても受付・説明いたします。

※ 書類の提出・相談の際は、事前にご希望の日時を下記連絡先へ予約して下さい。

(3) 平日の区役所窓口の受付について

随時、区役所窓口にて受付をいたします。お待ちいただくこともありえますので、お手数ですが、事前のご連絡をお願い致します。

同様に事前のご連絡を頂ければ、業務時間外（17時15分以降）の提出・相談について、調整致します。

(4) 連絡先

地域振興課 地域活動係

電話：540-2235 / F A X：540-2245

E-Mail：ko-chishin@city.yokohama.jp

3 平成 31(2019)年度LED防犯灯整備事業について（周知依頼）【市連会報告】 [資料3]

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

小野 地域振興課長

平成31年度も電柱へのLED防犯灯及び鋼管ポールLED防犯灯の新設工事を行います。設置を希望される自治会町内会におかれましては、申請書類の提出をお願い致します。

(1) 平成31年度のLED防犯灯の整備について

- ア 電柱へのLED防犯灯の新設：全市で約300灯
- イ 鋼管ポールLED防犯灯の新設：全市で約36灯

(2) LED防犯灯の新設について

- ア 自治会町内会からの申請に基づき設置を行います。
- イ 設置場所の選定は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く夜間の歩行に支障があるところとします。
- ウ 鋼管ポールLED防犯灯の新設は、電柱がない等の理由によりやむを得ない場合とします。
- エ 鋼管ポールLED防犯灯の設置場所に下水管や水道管等の埋設物がある場合は設置できません。
- オ 一度設置した鋼管ポールLED防犯灯は、場所の変更ができません。設置場所を決定する際には必ず、近隣にお住いの方及び土地を利用している方の合意形成を行ってください。

(3) 申請書類および提出期限について

- ア **提出期限**：5月31日（金）まで
- イ 提出先：区役所地域振興課地域活動係あてご提出ください
- ウ その他：設置については、予算の範囲の中で「横浜市防犯灯設置基準」に基づいた設置となります。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので、御了承ください。

(4) 防犯灯の見守りにについて

横浜市が設置したLED防犯灯（ESCO事業で設置したLED防犯灯を含む）については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

故障等がございましたら、下記連絡先まで御連絡ください。

港北区地域振興課 電話045-540-2234

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

4 町の防災組織活動費補助金申請書類の提出について（提出依頼）〔資料4〕

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します

椽木 総務課長

平成 31 年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、補助金を交付します。手引きをご参照いただき、申請等の手続きをお願いします。

(1) 事業概要

自治会町内会が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり 160 円の活動費を補助します。

(2) 書類作成にあたって

ア 従来から区役所地域振興課に提出いただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書）・団体の規約（昨年度提出分から変更があった場合のみ）・口座振替依頼書を「町の防災組織」活動補助金の添付資料として使用します。

※申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで申請受理となります。

イ 区役所地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途に予算・決算書類の提出が必要になります。

ウ 「町の防災組織」活動事業補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

(3) 提出期限：6月28日（金）

(4) 問合せ先：区役所総務課 電話：540-2206 / F A X : 540-2209

5 初期消火器具等整備事業について（周知依頼）【市連会報告】[資料5]

◆ 資料の送付はありません。

港北消防署 佐藤 予防課長

自治会町内会が初期消火器具等を設置する費用の一部を補助する事業を行っています。本年度も4月より受付を開始します。

設置する初期消火器具については、新規購入・既存移設のいずれも可能で、新規購入の場合は、補助申請と同時に行うことができます。

(1) 申請要件

次の3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- ・ 地域に消火栓がある。
- ・ 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- ・ 定期的に訓練を実施できる。

(2) 申請について

- ・ 受付期間：4月1日（月）～8月30日（金）
- ・ 申請方法：記入した申請書を港北消防署にご提出下さい。

(3) 補助率及び補助予定数

補助率：整備費用2/3、上限20万円 補助予定数：31年度は100基を補助予定

(4) 問合せ先：港北消防署予防課 TEL 546-0119

6 県・市による地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（周知依頼） 【市連会報告】〔資料6〕

◆ 資料の送付はありません。

小野 地域振興課長

自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、31年度も神奈川県と連携して実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を区役所地域振興課までご提出ください。

(1) 「申請の手引」及び「申請書」配付場所

区役所地域振興課地域活動係または市民局ホームページ

※次の URL からダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bouhan/kamerasettihojokin/yoshiki.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

(2) 申請書及び添付書類の提出期限・提出先

ア 提出期限：6月28日（金）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

区役所地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

イ 提出先：区役所地域振興課地域活動係（ご持参または郵送にて）

(3) 提出書類

28、29、30年度に申請した自治会町内会は申請書類の一部を省略できます

28、29、30年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、31年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

【必ず提出していただく書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・見積書 ※業者から消費税率10%で徴収してください。
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（NTT柱の場合は協議書）

※詳しくは、手引きをご覧になり区役所地域振興課地域活動係へご相談ください。

(4) 補助金交付までのスケジュール

平成 31 年 3 月～	・自治会町内会等の総会、役員会、委員会等で防犯カメラの設置について合意を得る。 設置場所の近隣住民に同意を得る。 ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所等)
6 月 28 日まで	・補助金交付申請書等を区役所地域振興課へ提出
11 月頃	・補助金交付決定 (横浜市から自治会町内会等に対し交付、不交付の決定を通知)
平成 32(2020) 年 2 月中旬	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

7 港北安心・安全コミュニティー創生協議会防犯カメラ設置事業補助金のご案内 について(周知依頼)[資料7]

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

小野 地域振興課長

安心で安全な地域の創生を目的として設立された「港北安心・安全コミュニティー創生協議会(※)」と港北防犯協会などで作る「港北区防犯カメラ設置合同委員会」では、連携して、「防犯カメラ設置事業補助制度」を実施しています。

この防犯カメラ設置事業補助制度についても、神奈川県・横浜市による「地域防犯カメラ設置補助制度」と同様に、区役所地域振興課で申請書をお預かりします。詳しくは、区役所地域振興課までご相談ください。

- (1) 補助金額：上限 1 台あたり 10 万円（1 つの自治会町内会につき 3 台まで）
- (2) 補助対象経費：防犯カメラの機器等の購入費及び設置のための費用
※ 電気料金、機器の保守点検費用等の維持管理費は補助対象外です。
- (3) 申請用紙配付場所：区役所地域振興課地域活動係
- (4) 相談・提出先：区役所地域振興課地域活動係（持参）
※ 申請は随時受け付けております。

【※ 港北安心・安全コミュニティー創生協議会について】

「港北安心・安全コミュニティー創生協議会」は、港北区内の防犯カメラの設置促進と啓発活動を通じて、「犯罪を起こさせない・起きない」地域コミュニティーのモデル地区づくりを目的に、趣旨に賛同する港北区内の個人・企業から広く協賛金を募り、民間主導で自治会町内会への防犯カメラ設置に取り組んでいます。

8 「横浜市犯罪被害者等支援条例」の周知について（掲示依頼）【市連会報告】
[資料8]

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

山本 区政推進課長

横浜市犯罪被害者相談室(平成24年開設)では、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民等(以下、犯罪被害者等)の相談に応じ、支援を行っています。しかし、犯罪被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、様々な支援が必要となります。

本市では、更なる支援の充実のために、平成31年4月1日から「横浜市犯罪被害者等支援条例」を施行し、被害者支援の施策を拡充します。

つきましては、市民の皆様へ条例を周知するため、各自治会町内会の掲示板へのポスター掲示について御協力を依頼します。

9 平成30年度「ひっとプラン港北」策定・推進委員会の開催報告及び「ひっとプラン地区計画ニュース」の発行について（情報提供・回覧依頼） [資料9]

◆ 合同メールで、開催報告を自治会町内会長あてに送付します。
◆ 合同メールで、「ひっとプラン地区計画ニュース」を自治会町内会あてに送付します。

秋元 福祉保健課長

平成30年度「ひっとプラン港北」策定・推進委員会を開催しました。31年度の実施の方向性と地区計画の策定等スケジュールについて説明します。

また、抜粋版の資料を3月の合同メールにて会長あてに送付いたします。

「ひっとプラン地区計画ニュース」を発行します。回覧をお願いします。

【次年度スケジュール(案)】

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
区全体計画	 ・現計画評価 ・骨子の検討	 ・検討部会 ・関係団体ヒアリング		 ・素案策定
地区計画	策定・推進委員会の開催(年2回程度:地区の状況に合わせて実施)			
		 ・骨子案についての共有	 ・現計画振り返り ・推進・策定体制の確認等	

10 「こうほく3R活動助成金」平成30年度活動報告及び平成31年度交付申請について（提出依頼）〔資料10〕

◆ 資料の送付はありません。

谷 資源化推進担当課長

地区連合町内会を対象とした「こうほく3R活動助成金」について、平成30年度の活動報告書類及び平成31年度交付申請書類をお渡ししますので、ご提出をお願いします。

(1) 提出期限

ア 30年度活動報告書類・・・4月22日（月）

イ 31年度交付申請書類・・・5月22日（水）

(2) 提出先・担当：地域振興課資源化推進担当（山崎、池田） 電話 540-2244

※郵送の場合は同封の返信用封筒をご利用ください。

小野 地域振興課長

11 情報提供

1 平成31・32年度消費生活推進員について〔資料11-1〕（資料の送付はありません。）

平成31・32年度消費生活推進員については、次の通り推進員活動を実施します。

(1) 応募者数 15人

(2) 活動内容

ア 必須の活動

消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動の参加（年2回以上）

イ 任意の活動

街頭キャンペーンや広報紙の発行等を推進員の定例会で協議の上、決定します。

2 「港北区制80周年記念誌」の発行について

（合同メールで自治会町内会長あてに送付します。）

港北区制80周年を記念し、港北区の歴史や豊かな自然、美しい景色など皆様に知っていただきたい港北区の魅力を一冊にまとめた「港北区制80周年記念誌」を発行します。本記念誌は4月1日から区ホームページにて公開するほか、図書館、地区センター、地域ケアプラザ等区内公共施設で冊子の閲覧もできます。

12 回覧のお願い（合同メールで自治会町内会あてに送付します。）

1 港北区消費生活推進員だより「あゆみ」第31号について〔資料12-1〕

2 こうほく保健活動推進員会だより第20号について〔資料12-2〕

13 掲示のお願い（合同メールで自治会町内会あてに送付します。）

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の発行について〔資料13〕

14 行政機関からの情報提供等

(1) 港北警察署

- ・ 港北区内犯罪発生状況
- ・ 交通事故概要

(2) 港北消防署

- ・ 港北区内の火災・救急状況について

(3) その他

◆ 3月の合同メールは3月25日（月）に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

